　第７５号議案

　　品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和７年６月２６日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

　品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和２９年品川区条例第７号）の一部を次のように改正する。

　別表品川区奨学金運営委員会の項の次に次のように加える。

|  |  |
| --- | --- |
| 品川区給付型大学奨学金運営委員会 | １４，０００円 |

　別表品川区防災会議の項の次に次のように加える。

|  |  |
| --- | --- |
| 品川区災害弔慰金等支給審査委員会 | 会長　　　　　　　２３，０００円  委員　　　　　　　２０，０００円 |

　　　付　則

　この条例は、公布の日から施行する。

　（説明）品川区給付型大学奨学金運営委員会および品川区災害弔慰金等支給審査委員会の委員の報酬日額を定める必要がある。